

証券コード 4020  
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都千代田区永田町二丁目13番1号  
ビートレンド株式会社  
代表取締役 井上英昭

招集ご通知

### 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

本年は新型コロナウイルスの感染が収束していない状況に鑑み、感染拡大防止と株主様の感染リスク回避の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目5番8号 ヒューリックJP赤坂ビル8階  
T K P 赤坂二丁目カンファレンスセンター カンファレンスルーム8D  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第23期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、これらの書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告並びに計算書類の一部です。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

《当社ウェブサイト》（アドレス <https://www.betrend.com/ir/>）

=====

本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日当日の情勢やご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

ご来場の際は、マスクの着用やアルコール消毒液の使用、検温にご協力をお願いいたします。

マスク着用やアルコール消毒液の使用にご協力いただけない株主様、また、発熱がある等体調不良と見受けられる株主様におかれましては、入場をお断りする場合がございます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

---

**2022年3月30日** (水曜日)  
**午前10時** (受付開始：午前9時30分)



**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

---

**2022年3月29日** (火曜日)  
**午後6時到着分まで**

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、3号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で個人消費が低調となり、流通・小売・飲食・サービス等の業種の企業活動は全般的に停滞が続きました。国内外においてワクチンの接種が進み、企業活動の再開を模索する動きも見られましたが、新型コロナウイルスの変異株の発生により、先行きの不安は払拭されず、依然として不透明感が強い状況が続いております。

当社の主たる顧客層である小売業・飲食業・サービス業においては、時短営業要請や消費者の外出自粛の影響を大きく受けた結果、一部の企業においては業績悪化を余儀なくされています。

このような環境の中、当社は経営理念である「私たちは、顧客価値を創造するプラットフォームを提供し続けることで、社会に貢献します」のもと、顧客管理及び販売促進活動のデジタルトランスフォーメーション（DX）を実現するSaaS型CRMサービス「betrend」の事業を推進してまいりました。営業活動においては前事業年度に引き続き、販売パートナーとの共同提案による新規顧客獲得等の取り組みにより、このような環境下に関わらず業績が比較的好調な大規模にチェーン展開を行っているスーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンター等の量販店からの新規受注が進みました。また、飲食業においては前事業年度に開始した新サービスであるモバイルオーダーの受注がありました。更に、既存契約企業においては固定客からの売上を確保するために顧客管理のDX化に力を入れる動きが見られ、スマートフォンアプリ会員数を増加させ再来店を促す施策を打つなど、当社サービスに対する堅調な需要が続きました。

また、新型コロナウイルス感染症の環境下において、在宅勤務等のリモートワーク及び時差出勤を励行しつつ、社内会議のみならず、お客様との会議においてもWeb会議を励行するなど、十分な感染防止策を講じた上でお客様のご要望にお応えできるよう対応をいたしました。

2021年12月末時点でのスマートCRMサービスのARR(注)は574,799千円(前事業年度末比48.7%増)に増加しました。メールマーケティングサービスのARRは259,079千円(同4.3%減)と下げ止まりの傾向にあり、CRMサービス全体のARRとしては、833,878千円(同26.8%増)となりました。

2021年12月末時点での会員数は20,783千名(前事業年度末比22.9%増)となり、スマートCRM導入企業による継続的な会員獲得の活動により、2020年12月末に比べ3,873千名増加しました。これに伴い従量料金の売上も増加しスマートCRMサービスの売上全体の増加に寄与いたしました。

2021年12月末時点での主力のスマートCRMの契約社数は、顧客単価の高い小売業、飲食業等を中心に27社増加した一方、比較的顧客単価の低い飲食業、結婚式場、フラワーショップなどの17社が新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮退により解約したため全体では158社と、前事業年度と比べ10社の増加となりました。メールマーケティングサービスを含めると、CRMサービスの契約社数は608社となっております。

初期費用、カスタマイズ開発費用、SMS費用等で構成されるカスタマイズサービスについては、前事業年度に開始した新サービスであるモバイルオーダーシステム関連による新規売上が売上増加につながりました。

売上原価については、ソフトウェア運用原価を大幅に低減させる目的でアプリ・プッシュ通知サービス用の新開発プラットフォームの開発を完了させましたが、従来プラットフォームからの全クライアントへの移行作業が遅れ、当初目論んだ原価低減が達成できませんでした。さらにLINEミニアプリ連携のための開発や従来サービスの品質・運用水準を向上させるための投資を積極的に行ない、人件費及びソフトウェア外注費で構成されるサービスの運用費用が増加しました。また、モバイルオーダーシステムの販売に伴う店舗用機器類の仕入、カスタマイズ等の売上原価が一時的に発生しました。また、販売費及び一般管理費については、前事業年度に比べ業務委託費、支払報酬が減少した一方、人件費、採用費が増加いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,052,304千円(前事業年度比22.8%増)、営業利益は88,911千円(同19.6%減)、経常利益は88,959千円(同16.0%減)、当期純利益は60,283千円(同20.8%減)となりました。なお、売上高のうち、743,667千円(売上全体の70.7%)は、解約がされない限り翌事業年度以降も継続的に売上高となる性質の売上で構成されており、当社の安定的な収益基盤を構成しております。

(注) ARR (Annual Recurring Revenue) :年間経常収益のことで、月額定額課金に加えて、会員数や通信料に応じた従量課金や店舗毎課金を組み合わせた年間契約で提供することで獲得する年間契約金額です。

当社の事業セグメントは単一セグメントであります。収益の特性別に、CRMサービス、カスタマイズサービス、その他サービスに区分しております。

#### ■CRMサービス

当サービスの料金形態は月額固定料金に加えて、会員数や通信料に応じた従量料金や、オプションサービスの一部は店舗毎料金等を組み合わせた年間契約を基本とする、いわゆるストック型ビジネスモデルであり、以下2つの主要サービスで構成されています。

##### a.スマートCRMサービス

お客様の属性情報・行動履歴情報に加え、ポイント・マイレージ・顧客ランク・電子スタンプなどの情報の一元管理を実現します。さらに、会員登録サービス・メール配信・空メール送信・アプリ・プッシュ通知・音声自動送受信(IVR)・LINE連携など「マルチコンタクトチャンネル」として、消費者との多様な接点を持つことを可能にしています。本サービスにおいては、前事業年度に引き続き、導入企業の事例を基にしたマーケティング活動、販売パートナー（販売代理店）との連携を進めることで新型コロナウイルス感染症の環境下でも比較的業績好調なスーパーマーケット、ドラッグストア等の量販店に新規導入していただくことができました。また、飲食業においては消費者の行動変容に伴いニーズの高い、モバイルオーダー・テイクアウト・デリバリー等の新機能であるオプション売上が順調に推移しました。既存導入先からは会員数増加、オプション利用によるサービスの追加購入もあり、この結果、契約企業数158社（前事業年度比6.8%増）、利用会員数20,783千人（同22.9%増）、売上高468,999千円（同25.4%増）、ARRは574,799千円（同48.7%増）となりました。

##### b.メールマーケティングサービス

消費者のコミュニケーションの手段が多様化し、メールの役割が相対的に減少している中、顧客情報をベースとする各種情報配信機能のうち、メール配信機能及びDMの配信機能に限定した本サービスにおいても売上高は減少傾向にありますが、飲食店、小売店、金融機関、学校、官公庁・自治体等においては、メール機能を連絡事項の通知やマーケティング・広報等、確実に情報を伝達する手段としてのニーズも根強くあり、底堅い売上がありました。この結果、契約企業数450社（前事業年度比6.4%減）、売上高267,962千円（同3.9%減）、ARRは259,079千円（同4.3%減）となりました。

以上の結果、CRMサービス全体としては、売上高743,667千円（前事業年度比13.5%増）となりました。

■カスタマイズサービス

導入企業の既存業務システムとの連携費用、導入企業ごとのニーズに合わせたシステム構築費用、及びサービス導入時に発生する初期導入費用などで構成される本サービスにおいては、新規導入企業から導入時に発生するシステム開発に加え、既存導入先より発生する追加開発及び新規サービスの初期導入の需要がありました。また、モバイルオーダーサービスの導入初期段階で必要とされる機器類等も当区分に計上しております。この結果、売上高272,028千円（前事業年度比66.4%増）となりました。

■その他サービス

本サービスはCRMサービスの周辺サービスとして、DM（はがき等紙類）や会員カード等を印刷納品・郵送するサービス、ネット通販を支援するフルフィルメントサービス、商品・決済会社と接続連携するサービスや決済手数料関連、コールセンターサービスで構成されております。印刷納品・郵送するサービスを利用する顧客が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、販促費を抑制したため当サービスは減収となりました。この結果、売上高36,608千円（前事業年度比5.0%減）となりました。

サービス別売上高

事業区分	第22期 (2020年12月期) (前事業年度)		第23期 (2021年12月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
CRMサービス	655,077千円	76.4%	743,667千円	70.7%	88,589千円	13.5%
カスタマイズサービス	163,521	19.1	272,028	25.9	108,507	66.4
その他サービス	38,553	4.5	36,608	3.5	△1,944	△5.0
合計	857,152	100.0	1,052,304	100.0	195,152	22.8

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は140,976千円であります。

その主な内容は、データベース更改に係る設備の更新80,770千円、自社利用ソフトウェアの開発43,909千円、本社移転に伴う新オフィス敷金16,297千円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、新株予約権の行使及び2021年1月18日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により、資本金が35,237千円、資本準備金が35,237千円増加しております。

この結果、当事業年度末において、資本金は311,805千円、資本準備金は241,805千円となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2018年12月期)	第21期 (2019年12月期)	第22期 (2020年12月期)	第23期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高(千円)	635,570	746,824	857,152	1,052,304
経常利益(千円)	16,755	53,574	105,925	88,959
当期純利益(千円)	9,342	37,809	76,083	60,283
1株当たり当期純利益 (円)	9.90	40.08	80.24	56.79
総資産(千円)	345,803	404,994	700,011	825,719
純資産(千円)	230,338	268,147	552,201	682,960
1株当たり純資産 (円)	244.16	284.24	536.74	636.08

(注) 1. 当社は2019年12月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出してしております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) **対処すべき課題**

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

- ① **キャッシュレス社会への対応**  
キャッシュレス社会の進展に対応するためスマートフォン向け会員証アプリに付随するクレジットカード決済や通信キャリア決済、プリペイメントカード決済との接続・連携対応などを推進してまいります。
- ② **新型コロナウイルス感染症環境下での販売強化**  
流通業（特にスーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター等の量販店）に多数の取引先を有する有力代理店との関係強化をシステム連携、販売協業共に促進してまいります。また、飲食業においては新型コロナウイルス感染症による在宅ニーズに対応するためのソリューションである、モバイルオーダー、テイクアウト、デリバリー、ピックアップ等、CRMに付随した追加サービスを提供し収益の拡大を図ります。
- ③ **海外向けサービスの提供開始**  
アフターコロナの時代において、日本企業の海外進出が再度活性化する事を見据えて、海外対応版の開発・販売・サポート体制の整備を徐々に進め、将来のグローバルビジネス対応へ向けての準備を行っております。
- ④ **内部管理体制の強化による事業基盤強化**  
当社は成長段階にあり、業務運営の更なる効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の更なる強化が重要な課題であると認識しております。具体的には、部門間の役割分担の明確化とともにコミュニケーションを強化し、業務整理を推進して効率化を図ります。また経営の公平性や透明性を確保するために、内部管理体制の強化に取り組み事業基盤を強化いたします。

⑤ システム信頼性の継続的な維持や品質の向上、設備環境の強化

当社のCRMサービスは、SaaSで提供しており、顧客企業とそのお客様が24時間365日間、安心してサービスを利用していただくために、システム稼働の安定化が重要な課題であると認識しております。セキュリティ・開発・保守管理体制の整備は不可欠であり、また、大型案件の増加によるアクセス数の増加はサーバーに負荷を与えるため、設備の増強や負荷分散、冗長化等の対策も必要となります。当事業年度においても、これらの課題に対処するため、大型の設備投資を行いました。今後も継続的に設備投資を行い、システムの更なる安定化と品質の向上に取り組んでまいります。

⑥ 売上原価の削減

CRMサービス売上の増加により、それに伴う外部ソフトウェアライセンス仕入額の増加が、売上原価率を上げている要因であると認識しております。その大部分を構成する外部ソフトウェアに依存した機能については、社内で同等の機能を備えたソフトウェアの開発を完了いたしました。当ソフトウェアの既存顧客への置き換えを進めることにより、売上原価を低減させる予定です。

⑦ 組織体制の強化

当社は、今後の成長のために、要員拡充と組織体制の更なる整備を進めてまいります。内部統制、適時開示などの管理体制の強化に加え、ソフトウェア開発・運用のための有能な技術者の採用、またより多くの顧客企業への販売拡大をするために提案力の強い優秀な営業及び手厚い顧客サポート体制を構築できる要員の採用を継続することが課題であると認識しております。これらの課題に対処するための人材採用を進め、着実に組織体制の整備を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

サービス区分	サービス内容
CRMサービス	<p>(イ) スマートCRMサービス            顧客は、主として飲食店、小売店、サービス提供店など実店舗を多店舗展開する企業となっています。顧客企業は、スマートCRMサービスを活用し、会員登録するユーザーの個人情報である氏名やメールアドレス、顧客ID、住所、性別、生年月日、職業などの属性データや、会員各位の来店回数、来店日付、ポイント数、クーポン利用回数、来店スタンプ数、購買商品、購買金額などの行動履歴や購買履歴情報など多くの情報を管理しております。            情報送受信の手段には、会員登録フォーム、メール配信、空メール送信、アプリプッシュ通知、音声自動送受信 (IVR)、ショートメッセージ (SMS)、DM配信指示、LINE連携などがあります。            消費者の行動変更に合わせた、モバイルオーダー、テイクアウト・デリバリー等の機能があります。            情報分析の手段には、グラフなどでデータ分析できるダッシュボード、他社の有力な分析ソフトへデータを移行できるツールなどがあります。</p> <p>(ロ) メールマーケティングサービス            情報送受信においてメール配信機能及びDMの配信指示機能に限定したサービスです。顧客は、飲食店、小売店だけでなく、金融機関、学校、自治体など、大量高速のメール配信機能を活用する幅広い顧客層を有しています。</p>
カスタマイズサービス	<p>(イ) カスタマイズサービス            導入時に顧客企業の既存システムとの連携、顧客ニーズに合わせたシステム構築などカスタマイズのためのシステム開発が伴うことがあり、それらの開発費と年間保守料を収受しております。            ※年間保守料金については、継続的な収益を得られることから、CRMサービスに計上しています。</p> <p>(ロ) 初期費用            新規契約時や、既存顧客がオプションの導入時の初月のみに発生する費用を収受しております。</p> <p>(ハ) SMS配信サービス            会員登録時のユーザー認証等に利用するSMS (ショートメッセージ) 配信については、配信通数での都度課金としております。            ※当サービスによる売上は年間契約の月額固定料金ではないため、カスタマイズサービスに計上しています。</p>

サービス区分	サービス内容
その他サービス	<p>(イ) 印刷・納品サービス スマートCRM内の会員データ等を活用したDM配信機能により、はがき等の印刷を印刷会社に発注しております。</p> <p>(ロ) 決済紹介手数料 プリペイド機能付きの会員カードや、決済機能を利用する顧客企業を決済会社に取り次ぐことにより、紹介手数料を収受しております。</p> <p>(ハ) ネット通販・代行支援サービス（ECフルフィルメントサービス） 商品売上に応じて、レベニューシェアでネット通販の運営の代行・支援をサービス提供しています。</p> <p>(ニ) コールセンター利用料 スマートCRMのアプリに関する消費者（エンドユーザー）からのお問い合わせを直接一時受け対応する窓口を用意し、ヘルプデスクや技術部門との連携を密にし、より迅速かつ正確な対応をご提供しています。</p>

(6) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

本社 東京都千代田区  
 福岡オフィス 福岡県福岡市  
 大阪オフィス 大阪府大阪市

(7) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名	5名増	39.6歳	6.9年

(注) 1. 使用人数は就業員数を記載しております。  
 2. 当社の事業セグメントは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,352千円
株式会社武蔵野銀行	6,100

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,073,700株
- (3) 株主数 781名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
永 山 隆 昭	511,500株	47.64%
井 上 英 昭	201,400	18.76
株 式 会 社 S B I 証 券	32,300	3.01
楽 天 証 券 株 式 会 社	17,100	1.59
小 田 昌 平	14,100	1.31
須 山 聖 一	14,000	1.30
佐 野 力	9,800	0.91
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	9,400	0.88
投 資 事 業 組 合 オ リ ッ ク ス 1 1 号	7,000	0.65
須 田 忠 雄	6,900	0.64

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ①2021年1月18日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は24,600株増加しております。
- ② 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は20,300株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 8 回 新 株 予 約 権	第 1 0 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2014年3月27日	2016年3月24日
新 株 予 約 権 の 数		34個	38個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,400株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 3,800株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 35,000円 (1株当たり 350円)	新株予約権1個当たり 35,000円 (1株当たり 350円)
権 利 行 使 期 間		2016年4月14日から 2023年4月13日まで	2018年6月16日から 2025年6月15日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 500株 保有者数 1名	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		2017年3月28日	2018年3月30日
新株予約権の数		75個	252個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,500株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 25,200株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 35,000円 (1株当たり 350円)	新株予約権1個当たり 35,000円 (1株当たり 350円)
権利行使期間		2019年4月14日から 2026年4月13日まで	2020年4月23日から 2027年4月22日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 35個 目的となる株式数 3,500株 保有者数 2名	新株予約権の数 97個 目的となる株式数 9,700株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 600株 保有者数 2名

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

		第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日		2018年11月30日	2019年3月28日
新株予約権の数		13個	39個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,300株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 3,900株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 35,000円 (1株当たり 350円)	新株予約権1個当たり 35,000円 (1株当たり 350円)
権利行使期間		2020年12月25日から 2027年12月24日まで	2021年4月18日から 2028年4月17日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 500株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 2019年11月14日開催の取締役会決議により2019年12月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を保有していることとする（任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない）。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができるものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- ③ 新株予約権者の本新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、上記②の「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 第8回新株予約権、第10回新株予約権及び第11回新株予約権において、取締役（社外取締役を除く）が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

---

招集ご通知

事業報告

計算書類

---

監査報告

---

株主総会参考書類

---

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	井上英昭	東日本営業本部、西日本営業本部、企画本部管掌
取締役	本多誠一	管理本部、人事本部、経営企画室管掌
取締役	平川雅隆	
取締役	澤田瑞樹	技術本部管掌、情報セキュリティ室室長
取締役	永山隆昭	
取締役	谷内進	(株)イノベティブプラットフォーム 代表取締役 (株)アークコア 社外取締役 キッズスター(株) 社外監査役
常勤監査役	穂谷野一敏	
監査役	雨宮雄一	フォーセンス・パートナーズ(株) 代表取締役 (株)公募ガイド社 代表取締役副社長 GMOペパボ(株) 社外取締役 EC成長基盤(株) 代表取締役
監査役	松本真輔	中村・角田・松本法律事務所 パートナー (株)ユーザベース 社外取締役

- (注) 1. 取締役谷内進氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役穂谷野一敏氏、監査役雨宮雄一氏及び監査役松本真輔氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役穂谷野一敏氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
・監査役雨宮雄一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
・監査役松本真輔氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、社外取締役谷内進氏、社外監査役穂谷野一敏氏、社外監査役雨宮雄一氏及び社外監査役松本真輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額と

しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき、取締役会決議により委員に選任された社外取締役を含む取締役により構成される報酬委員会が具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに各代表取締役及び業務執行取締役の業績連動報酬の額または業績連動報酬に相当する額としております。報酬委員会においてかかる権限が適切に行使されるようにするために、(1)報酬委員会規程により報酬委員会の手続、権限等を明確に定めること、(2)本方針により報酬委員会の裁量を適切に限定すること、(3)報酬委員会の委員には必ず独立社外取締役を含めること、(4)報酬委員会に監査役の出席を認めることなどの措置を講じております。

なお、報酬委員には代表取締役 井上英昭氏、取締役 永山隆昭氏、及び独立社外取締役 谷内進氏が選任されております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1)	57,404千円 (3,600)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	10.838 (10,838)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	68,242 (14,438)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2000年3月15日開催の臨時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人給与分は含まない）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2000年3月15日開催の臨時株主総会において、年額2千万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役谷内進氏は、株式会社イノベティブプラットフォームの代表取締役及び株式会社アークコアの社外取締役、キッズスター株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役穂谷野一敏氏は、他の法人等との兼職先はありません。
- ・監査役雨宮雄一氏は、フォーセンス・パートナーズ株式会社の代表取締役及び株式会社公募ガイド社の代表取締役副社長、GMOペパボ株式会社の社外取締役、EC成長基盤株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松本真輔氏は、中村・角田・松本法律事務所のパートナーであり、株式会社ユーザベースの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

	出席状況、及び取締役会等での発言、社外取締役が果たすことが期待される役割として行った職務、その他の活動
谷 内 進	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>出席した取締役会において、企業経営及びマーケティングにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として独立した見地から重要な決定に関し、経営全般につき適宜発言を行っております。</p> <p>また、任意の指名・報酬委員会の委員として、取締役候補者の選任、取締役の報酬に関し、独立・中立の立場から決定に関与しております。</p>

・社外監査役

	出席状況及び発言状況、その他の活動状況
穂 谷 野 一 敏	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、長年に亘る企業経営及び財務・会計等の見識に基づき、適宜発言を行っております。</p> <p>また年間監査役監査計画に従い、監査した内容を監査役会で報告及び共有することで、有効かつ効率的な監査を実施しました。内部監査室とも情報を共有し、監査の有効性を高めています。</p>
雨 宮 雄 一	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。</p>
松 本 真 輔	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士として企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的見地から適宜発言を行っております。</p>

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2017年12月14日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その内容は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (イ) 企業倫理・法令遵守を推進するため、全社委員会のひとつとして「コンプライアンス委員会」を設けるなど必要な社内の体制を整備する。
  - (ロ) 取締役及び使用人が遵守すべき方針として経営理念を制定するほか、必要なガイドライン等を整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
  - (ハ) 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (イ) 「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項及び代表取締役、取締役、経営会議、執行役員等に委任される事項を規定する。
  - (ロ) 取締役会または代表取締役、取締役が決定する重要事項について、経営会議において事前協議を行う。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (イ) 経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報の扱いについて規程を整備し、適切に保存・管理する。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (イ) 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減及び危機発生の未然防止に努める全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備し、リスクマネジメント委員会を社内に設置する。
  - (ロ) 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑤ 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (イ) 当社の取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

- (ロ) 内部通報制度の窓口及びコンプライアンス委員会は、当社の内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- (ハ) 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨をコンプライアンス規程に定める。
- ⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項
  - (イ) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (イ) 監査役が求める場合、職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。
- ⑧ その他監査役が実効的に執行されることを確保するための体制
  - (イ) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。
  - (ロ) 監査役は、監査役間で分担の上、取締役や経営陣とのミーティング、事業所や拠点への往査を定期的に行う。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (イ) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて体制の整備とその適正な運用に努めております。

当事業年度における体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部通報規程
 

当社では「内部通報規程」を定めており、通報窓口は代表取締役が任命する社員、常勤監査役の各1名、及び顧問法律事務所とし、通報窓口からの連絡は「コンプライアンス委員会」と定め運用しております。
- ② コンプライアンス委員会
 

当社では、「コンプライアンス規程」を定めており、「コンプライアンス委員会」の設置及び「コンプライアンス委員」の任命を行っております。

当委員会は、代表取締役、取締役1名、執行役員1名、人事本部部員1名で構成され、原則として3ヶ月に1回開催することとしております。

当委員会では「内部通報規程」で定めた「内部通報」の運用状況の確認を含めコンプライアンス関連事案の発生状況の確認、全般的なコンプライアンスに関連する事例の紹介、コンプライアンス教育の計画・実施に関する協議や決定を行っております。

③ リスク管理体制の整備状況

当社では、「リスクマネジメント規程」を定め、「リスクマネジメント委員会」の設置及び「リスクマネジメント委員」の任命を行っております。

当委員会は代表取締役、取締役2名、執行役員3名で構成されております。

リスクとしては、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染が発生し、同感染者に対する役職員への注意喚起、就業形態の見直し等を行いました。他については前事業年度同様、サービスを構成するシステムに関する障害及び個人情報の漏洩等について、最大限の注意を払っております。

システム障害対策として、社外のソフトウェアベンダー・運用業者との協力体制を築き、24時間365日の監視を行うことでサービスの安定的な提供を行っております。

また、個人情報漏洩対策としては、既に取得済みのプライバシーマーク、ISMSの要件に沿った運営を行い、社員教育を徹底することで、漏洩防止に努めております。

④ 反社会的勢力への対応

当社では「反社会的勢力への対応に関する規程」を定めております。

管理本部長が、暴力団追放運動推進都民センター主催の不当要求防止責任者講習に参加するとともに、同センターの教育資料を全社で回覧することなど反社会的勢力に対する啓蒙活動を行っております。

⑤ 取締役の職務の執行について

当社では「職務権限規程」と「経営会議規程」を定めており、毎月の取締役会にて各取締役より業務執行報告がなされており、適切に運用されております。

⑥ 内部監査及び監査役監査の状況

(イ) 当社では「内部監査規程」を定めており、当規程の定めにより、内部監査人3名を任命しております。

(ロ) 監査役監査は監査役会において策定された監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行うとともに、決裁書類等の閲覧等を適時に行い取締役の業務執行の監査を行っております。

⑦ 監査役会・監査役

当社の監査役会は、監査役3名（全て社外監査役）で構成されております。

常勤監査役1名は、取締役・執行役員・従業員からの報告、インタビューまたは社内の重要な会議に出席することによって、日常的に業務運営のモニタリングに取り組んでおります。

監査役会は毎月1回開催し常勤監査役が日常行っている監査結果について報告し、必要に応じ協議を行っております。

なお、社外監査役3名は、取締役会に出席し、それぞれ専門的な見地より意見を述べ、経営監視を実施しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>598,976</b>	<b>流動負債</b>	<b>118,852</b>
現金及び預金	434,731	買掛金	48,716
受取手形	1,835	1年内返済予定の長期借入金	9,452
売掛金	129,463	未払金	21,840
仕掛品	880	未払費用	14,429
前渡金	7,565	未払法人税等	15,996
前払費用	19,366	前受金	2,955
その他	5,298	預り金	5,460
貸倒引当金	△166	<b>固定負債</b>	<b>23,907</b>
<b>固定資産</b>	<b>226,742</b>	資産除去債務	23,907
<b>有形固定資産</b>	<b>27,230</b>	<b>負債合計</b>	<b>142,759</b>
建物	23,756	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	3,473	<b>株主資本</b>	<b>682,960</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>96,541</b>	資本金	311,805
ソフトウェア	84,078	資本剰余金	241,805
ソフトウェア仮勘定	12,112	資本準備金	241,805
その他	350	<b>利益剰余金</b>	<b>129,349</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>102,971</b>	その他利益剰余金	129,349
敷金及び保証金	18,255	繰越利益剰余金	129,349
長期前払費用	59,231	<b>純資産合計</b>	<b>682,960</b>
繰延税金資産	19,884	<b>負債・純資産合計</b>	<b>825,719</b>
その他	5,600		
<b>資産合計</b>	<b>825,719</b>		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,052,304
売上原価		516,543
売上総利益		535,761
販売費及び一般管理費		446,849
営業利益		88,911
営業外収益		
受取利息	20	
その他	140	161
営業外費用		
支払利息	113	113
経常利益		88,959
税引前当期純利益		88,959
法人税、住民税及び事業税	27,304	
法人税等調整額	1,371	28,675
当期純利益		60,283

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

ビートレンド株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 工藤雄一  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小野寺勝  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビートレンド株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

ビートレンド株式会社	監査役会
常勤監査役（社外監査役）	穂谷野一敏 ㊟
社外監査役	雨宮雄一 ㊟
社外監査役	松本真輔 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>            第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u>            第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。            2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u>            1.現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。            2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。            3.本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第2号議案** 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	井上英昭 (1962年1月6日)	1984年4月 日本デジタルイクイップメント株式会社（現 日本ヒューレット・パッカート株式会社）入社 1994年7月 日本オラクル株式会社 入社 1997年4月 同社 ビジネスアライアンス事業本部営業部長 1998年4月 同社 ハイテック産業営業部長（兼）サプライチェーンマネジメント営業部長 1999年7月 ネットグラビティ・アジアパシフィック株式会社 日本担当ディレクター 2000年3月 当社設立 当社代表取締役（現任）	201,400株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 井上英昭氏は、2000年3月の当社設立以来、代表取締役として、CRM及びSaaSにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる成長と発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	ほ や の か ず と し 穂谷野 一 敏 (1954年5月15日)	1977年4月 アラビア石油株式会社 入社 2005年6月 AOCホールディング株式会社（現 富士石油株式会社）経営管理部長 2008年6月 アラビア石油株式会社 代表取締役社長 兼 AOCホールディング株式会社（現 富士石油株式会社）代表取締役副社長 2013年6月 株式会社ペトロプログレス常勤監査役 2015年6月 日本モーゲージサービス株式会社 取締役管理本部副本部長 兼 経営管理部長 2016年10月 同社取締役管理本部本部長 兼 経営管理部長 2018年11月 当社社外監査役（現任）	500株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 穂谷野一敏氏は、2018年11月入社以来、長年に亘る上場企業の管理業務及び経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、常勤監査役として独立の立場から当社の業務執行を監督する役割を果たしていただいております。こうしたことから、取締役として職務を適切に遂行していただけると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
3	澤 田 瑞 樹 (1973年11月22日)	2006年9月 当社 入社 2014年1月 当社 技術本部長 2016年11月 当社 執行役員技術本部長 2017年9月 当社取締役 技術担当 (現任)	1,100株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 澤田瑞樹氏は、2006年9月の入社以来、当社の技術本部の本部長、執行役員、管掌取締役として、情報技術に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社サービスに関わるソフトウェア開発やシステム運営の側面から企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる発展のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
4	永 山 隆 昭 (1962年7月27日)	1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 1991年9月 日本オラクル株式会社 入社 1995年5月 Oracle Corporation (米国) 転籍 1998年2月 同社 Asia Products Division Vice President 1999年12月 株式会社サンブリッジ 設立 取締役投資事業部長 2000年4月 当社取締役 2007年3月 株式会社サンブリッジ 代表取締役社長 2010年3月 当社取締役 退任 2010年12月 当社取締役 (現任)	511,500株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 永山隆昭氏は、創業期である2000年4月の取締役就任以来、企業経営及び情報技術に関する豊富な知識と幅広い見識に基づき指導・助言を行い、当社の経営体制強化の側面から企業価値の向上に貢献しており、当社の更なる発展のため適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	たに うち すずむ 谷 内 進 (1964年3月8日)	1987年4月 住友生命保険相互会社 入社 1992年7月 株式会社三和総合研究所 (現 三菱UFJリ サーチ&コンサルティング株式会社) 入 社 2002年1月 株式会社コーポレートディレクション 入社 2003年2月 株式会社インフォプラント (現 株式会 社マクロミル) 取締役副社長 2005年11月 グローバル・ブレイン株式会社 入社 2006年12月 株式会社ツタヤオンライン (現 カルチ ュア・コンビニエンス・クラブ株式会 社) 入社 2010年1月 株式会社イノベティブプラットフォーム 設立 代表取締役社長 (現任) 2010年12月 当社社外取締役 (現任) 2014年11月 株式会社アイフリークホールディングス (現 株式会社アイフリークモバイル) 代表取締役 2015年5月 株式会社アークコア 社外取締役 (現 任) 2021年12月 キッズスター株式会社 社外監査役 (現 任)	1,200株
<b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 谷内進氏は、2010年12月の社外取締役就任以来、企業経営及びマーケティングに関する豊 富な経験と幅広い見識に基づき、業務執行から独立した視点から当社の経営に有用な助言を 行い、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。同氏の兼職先と当社の間取引関係 はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、同氏が選任された場 合は、当社の任意の指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決 定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。 当社としては、上記の理由により、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって、11年3ヶ月となります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 谷内進氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、谷内進氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、谷内進氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、谷内進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

---

招集ご通知

---

事業報告

---

計算書類

---

監査報告

---

株主総会参考書類

**第3号議案 監査役1名選任の件**

監査役穂谷野一敏氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、つきましては監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任される監査役の任期は、当社規程により退任する監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
あかさかかず 赤坂和 (1953年7月30日)	1977年4月 アラビア石油株式会社 入社 1999年6月 株式会社構造計画研究所 入社 2003年9月 同社 総務部長 2005年2月 株式会社ロコモジェン 入社 同社管理本部長 2005年7月 同社取締役管理本部長兼経営企画室長 2005年12月 同社代表取締役 2007年10月 株式会社スタッフサービスインベストメント (現 株式会社ゼネラルインベストメント) 入社 事業統括部ゼネラルマネジャー 2011年5月 日本モーゲージサービス株式会社 入社内部統制 室長 2017年5月 S&J株式会社 入社 総務部長 2018年10月 同社 経営管理部法務担当部長	—
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>赤坂和氏は、上場企業及び非上場企業において、管理業務を中心に幅広く業務に携ってこられました。また代表取締役の経験もあり、経営に関する豊富な見識や知識を有しています。</p> <p>こうしたことから、当社の監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、監査役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 赤坂和氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 赤坂和氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 赤坂和氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。  
 4. 当社は、赤坂和氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂二丁目5番8号 ヒューリックJP赤坂ビル8階  
TKP赤坂二丁目カンファレンスセンター カンファレンスルーム8D  
(会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)  
TEL 03-5575-2201



- 交通 ●東京メトロ南北線 溜池山王駅 10番出口 徒歩2分  
●東京メトロ銀座線 溜池山王駅 10番出口 徒歩2分  
●東京メトロ千代田線 赤坂駅 2番出口 徒歩5分  
●東京メトロ丸ノ内線 国会議事堂前駅 5番出口 徒歩6分